

釜石労働基準監督署発表
令和 8 年 10 月 7 日

【照会先】釜石労働基準監督署
署 長 八重樫 祐一
○監督・安衛課長 斉 藤 悠
(電 話) 0193-23-0651

報道関係者 各位

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～2か月分の賃金不払いの疑い～

釜石労働基準監督署（署長 八重樫 祐一）は、本日、株式会社桜羽ステラス及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで盛岡地方検察庁遠野支部に書類送検しました。

【事案の概要】

労働者 1 名に対する令和 7 年 7 月支払分の定期賃金（約 31 万円）及び労働者 4 名に対する令和 7 年 10 月支払分の定期賃金（合計約 18 万円）を各所定支払日までに全額支払わなかったことにより、岩手県最低賃金以上の金額を支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社桜羽ステラス

所 在 地：岩手県遠野市遠野町

事業内容：建設業

（2）被疑者 A（代表取締役）

2 違反条文 ※「関連条文一覧」参照

被疑者株式会社桜羽ステラス、被疑者 A とともに、

最低賃金法違反 第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

同 法 第 40 条（罰則）

同 法 第 42 条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者 A は被疑者株式会社桜羽ステラスの労働者 1 名に対する令和 7 年 7 月支払分（令和 7 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日まで）の定期賃金約 31 万円及び労働者 4 名に対する令和 7 年 10 月支払分（令和 7 年 8 月 21 日から同年 8 月 31 日まで）の定期賃金合計約 18 万円を、それぞれの所定支払日にその全額を支払わなかったことにより、岩手県最低賃金（時間額 952 円（当時））以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

関連条文一覧

○最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）（抄）

第 4 条（最低賃金の効力）

1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第 2 項～第 4 項 略）

第 40 条（罰条）

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。